



2023年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社ラバブルマーケティンググループ
代表者名 代表取締役社長 林 雅之
(コード番号：9254、東証グロース)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部管掌 中川 徳之
(TEL. 03-6381-5291)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月24日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2023年6月29日開催の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社グループは年末及び年度末に需要期を迎える傾向にあるため、適切な経営計画の策定と決算業務効率の向上を行い、業績などの経営情報における適時・適正な開示を図るため、事業年度を毎年11月1日から翌年10月31日までとすることといたします。

この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第43条（事業年度）の変更だけでなく、同変更による調整のため、現行定款第12条（招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第44条（剰余金の配当の基準日）及び第45条（中間配当）の各条項に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

現 在	毎年 3月31日
変 更 後	毎年 10月31日

決算期変更の経過期間となる第10期は、2023年4月1日から2023年10月31日までの7か月決算となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

事業年度の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>1月</u> に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。

現行	変更案
(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年 <u>11月1日</u> から翌年 <u>10月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。
(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>4月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附則 第1条 <u>第43条の規定にかかわらず、第10期事業年度は2023年4月1日から2023年10月31日までとする。</u>
(新設)	第2条 <u>第45条の規定にかかわらず、第10期の中間配当の基準日は9月30日とする。</u>
(新設)	第3条 <u>前二条及び本条は、2023年10月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u>

4. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2023年6月29日

定款変更の効力発生日 2023年6月29日

5. 今後の見通し

2023年6月29日開催の第9回定時株主総会で「定款一部変更の件」の承認を条件として、決算期変更の経過期間となる第10期は、2023年4月1日から2023年10月31日までの7か月決算となる予定です。2023年5月12日に公表いたしました「2024年3月期の連結業績予想」への影響につきましては、現在精査中ではありますが、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上